

エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の八第一項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

エレベーターの駆動装置及び制御器は、次に定めるところにより、機械室又はかごの部分（エレベーターの構造上昇路内に設けることがやむを得ない駆動装置及び制御器にあつては昇降路の部分）に設置しなければならない。

- 一 駆動装置及び制御器に作用する地震力により損傷を生じるおそれのない部分に、ボルトその他の金物で緊結する、又は溶接すること。
- 二 ボルトその他の金物又は溶接継目が、次の式に適合すること。

$$(R/Ra)^2 + (S/Sa)^2 \leq 1$$

この式において、R、Ra、S及びSaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- R ボルトその他の金物又は溶接継目に、駆動装置及び制御器に作用する地震力によって生じる引張りの応力度
- Ra ボルトその他の金物又は溶接継目の、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三款の規定による短期に生じる力に対する引張りの許容応力度
- S ボルトその他の金物又は溶接継目に、駆動装置及び制御器に作用する地震力によって生じるせん断の応力度
- Sa ボルトその他の金物又は溶接継目の、令第三款の規定による短期に生じる力に対するせん断の許容応力度

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。